

○厚生労働省告示第322号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月二十日

厚生労働大臣 武見 敏三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b></p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 気管支バルブ治療用</u> <span style="float: right;">48,900円</span></p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き</u> <span style="float: right;">2,260,000円</span></p> <p><u>⑧</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>	<p><b>別表</b></p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>⑦</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>

132 ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (4) 気管支用 <u>90,300円</u>	132 ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (新設)
133 血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) ⑥ リード一体型ペースメーカー除去用カテーテル <u>434,000円</u> (9)~(22) (略)	133 血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) (新設) (9)~(22) (略)
134~224 (略) 225 気管支用バルブ <u>313,000円</u>	134~224 (略) (新設)
III・IV (略)	III・IV (略)
V 歯科点数表の第 2 章第 5 部及び第 8 部から第 11 部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格	V 歯科点数表の第 2 章第 5 部及び第 8 部から第 11 部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001~035 (略)	001~035 (略)
036 半導体レーザー用プローブ <u>229,000円</u>	(新設)
037 レーザー照射用ニードルカテーテル <u>1,990円</u>	(新設)
VI 歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	VI 歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001~057 (略)	001~057 (略)
058 CAD/CAM 冠用材料 (1)~(4) (略) (5) CAD/CAM 冠用材料 (V) <u>1 個 6,150円</u>	058 CAD/CAM 冠用材料 (1)~(4) (略) (新設)
059~069 (略)	059~069 (略)
VII~IX (略)	VII~IX (略)